

〈定期刊行物レビュー〉

2007年9月～11月

保 険

○遺伝子情報使用禁止の影響 (Michael Hoy, Julia Witt)

(The Journal of Risk and Insurance, 2007, Vol74, No.3)

医療保険、所得補償保険、生命保険の保険価格を決める際の保険会社による遺伝子テスト結果使用について、遺伝子技術や法律の進歩とともに活発な議論を呼んでいる。米国では遺伝子情報により差別禁止法案が2003年に上院で可決され、下院での審議待ちである。同法案では医療保険と雇用目的のみに遺伝子情報の使用を限定しているが、他の国々では、この限定範囲を生命保険や所得補償保険に拡張する動きもある。

本論文は、Michael Hoy 氏 (University of Guelph, Canada) と Julia Witt 氏 (The University of Melbourne) が、遺伝子テスト結果につき①被保険者と保険会社の両者が認識しない場合、②被保険者と保険会社の両者が認識する場合、③被保険者の一部または全部は認識するが保険会社は使用できない場合、④被保険者の一部は認識するが保険会社は結果を聞けない場合 (=遺伝テスト結果が良好であることを認識した被保険者のみが自動的に保険会社に申告し低い保険価格の適用を受ける) の4種類のモデルパターンを設定したうえでシミュレーションしたものである。

このシミュレーションの結果、保険会社による遺伝子情報の全面使用禁止を法制化された場合は致命的であるとの結論に達し、例えば5年などのモラトリアム期間中、保険会社は遺伝子情報の使用を禁止されこの期間終了後に再評価する制度を提案している。

○有形資産リスクにさらされる自然災害大国の金融機関 (阿知波正道)

(週刊金融財政事情 2007.9.24 : 金融財政事情研究会)

本稿は、2008年4月1日に完全実施される新BIS規制(いわゆるバーゼルⅡ)で、自己資本比率の算出において、今までの信用リスクと市場リスクに加え、新たにオペレーショナル・リスクが追加されることとなったことを受けた特集「オペレーショナル・リスク管理実践段階へ」の中の1つとして書かれている。

損保ジャパン・リスクマネジメントの主席コンサルタントである本稿の筆者は、地震、台風などの自然災害に毎年見舞われるわが国においては、自然災害を直接被る有形資産リスクは、オペレーショナル・リスクの中で、事務リスク、システムリスクと並んで大きなウェートを占めていると述べている。

その上で、自行・自社の店舗が抱えているリスクを知り(リスク認識)、想定した自然災害でどの程度の被害を受けるか計測し(リスク評価)、損害そのものを低減(リスク・コントロール)あるいは、リスク顕在化後に損害を填補(リスク・ファイナンス)といった、リスク・マネジメントの手順の概略を紹介している。

最後に、有形資産リスクの評価は、リスク・マネジメントの観点に立った積極的な対応をおこなっていくべきであり、その第一歩として自社の有形資産リスクがどの程度のものであるか、確認することから始めてはどうかとまとめている。

銀 行

○金融商品市場指令（MiFID）施行に向けて（欧州委員会事務局執筆論文翻訳）

（金融 2007.11：全国銀行協会）

本稿は、2007年11月1日施行の金融商品市場指令（2004/39/EC）（The Market in Financial Instrument Directive : MiFID）について、欧州委員会事務局域内市場・サービス担当者が執筆した論文を全銀協金融調査部で翻訳したものである。

同指令は、投資サービスと証券取引所の運営に関する各国のルールを調和させて、EU全域で活動できる「共通パスポート」を与えることにより、認可を受けた投資会社、銀行および証券取引所が国境を越えて自由にそのサービスを提供できるようにすることを目指している。EUの金融サービスアクションプランの基盤として、1993年の投資サービス指令（93/22/EEC）を改正する形で、2004年4月に採択され、加盟国は2007年10月31日までに国内法制化を求められていた。

本稿では、MiFIDの施行に向けた欧州委員会の役割を概観するとともに、同指令のポイントとなる顧客区分、適合性の評価、最良執行、勧誘、取引報告および市場の透明性の各分野に係る主な内容を説明している。

○金融コンプライアンスの動向と態勢強化に向けた課題（浜辺陽一郎）

（リージョナルバンク 2007.11：第二地方銀行協会）

早稲田大学法科大学院教授で弁護士である筆者が、金融機関における実効性ある内部統制の構築・評価における実務上の諸問題について説明している。

筆者は、金融庁により公表される行政処分事例が自主的なコンプライアンス改善の推進に役立っていることを述べたうえ、内部統制の6つの基本的要素の検証と特に統制環境の重要性、内部管理部門の人材の待遇と専門知識をもった人材育成の必要性を強調する。そのうえで、収益をあげる基礎としてのコンプライアンスの認識、職員の不正行為に対処するための局面に応じた対応の必要性等について説明している。

○金融機関経営はベストプラクティスを目指して競い合う局面に移行

（週刊金融財政事情 2007.10.1：金融財政事情研究会）

今後の金融行政を展望していくうえでのキーワードとして、「ベター・レギュレーション」が挙げられる。

本稿は、ミニマムスタンダードをクリアしてベストプラクティスを目指して競い合

う局面に移行しつつある金融機関経営の局面を巡り、週刊金融財政事情が 佐藤 隆文 金融庁長官に行ったインタビュー記事である。

佐藤 金融庁長官は、金融規制の質的向上を意味するベター・レギュレーションに関して、なぜいまこれが行われようとしているのかについて、金融機関に創意工夫を促しそのイニシアティブが尊重される規制の枠組みの必要性、およびわが国金融・資本市場の国際競争力向上の観点から、金融機関のイノベーションを促し、不正行為が行われた場合にはすぐに発見され排除されるといった規則の信頼性、一貫性、実効性、効率性の確保など、その理念を説いている。

そして、「ベター・レギュレーション」の具体的なイメージについては、第一に「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」、第二に「優先課題の早期認識とそれへの効果的対応」、第三に「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」、第四に「行政対応の透明性・予測可能性の向上」から構成されるとしている。

○全銀協、保険法の見直しに関する中間試案に対する意見を提出

(金融 2007.10 : 全国銀行協会)

本稿は、去る 8 月に法務省がそれまでの法制審議会保険法部会における審議の結果を中間試案として取りまとめ公表し、そのパブリックコメントに付されていた中間試案に対する全銀協の意見を紹介しているものである。

それによると、銀行が保険募集人の立場に立った場合、損害保険、生命保険および傷害・疾病保険契約に共通する事項として、各保険契約における説明義務や書面の交付等については、銀行は既に保険業法や金融商品販売法等に基づいて適切な販売体制を構築していることから、二重の規制となることのないよう、契約法である保険法上にも募集や締結時の規律を設けることについて慎重に検討することを要望している。

また、「保険者が契約の解除をすることができない場合」に関連して、保険募集人である銀行等は一律に告知受領権を有することになる訳ではないことを確認し、告知義務違反の態様や程度といった契約者等の事情も総合的に考慮するよう求めている。

証券

○証券業の職業倫理—アメリカの動向とわが国の現状— (若園 智明)

(証券レビュー第 47 卷第 10 号 2007.10 : 財団法人日本証券経済研究所)

職業倫理とは、特定の職業に従事する場合に要求される倫理のことを意味するが、本稿では、証券業に関する職業倫理を取り上げ、アメリカの動向を踏まえながら、わが国の現状および今後の取り組みについて考察している。

証券業は、公共財である資本市場を活用し、当該市場への参加を通じて経済や社会

に貢献する存在であり、その業務には極めて専門性の高い知識が求められる。そのため、証券業に従事する者には一般的な道徳規範に加えて証券業の専門職に相応しい水準の職業倫理を備え、社会的な名声を高めていくことが絶えず求められているとしている。

アメリカの証券業界の職業倫理の動向としては、SOX 法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002)、SEC (アメリカ証券取引委員会) 規則ならびにニューヨーク証券取引所およびナスダックの規則における倫理関連部分を取り上げて説明している。

そして、わが国証券界における倫理への取組状況および資本市場規制の動向について概観した後に、まとめとして、職業倫理を浸透させるためには、自律的遵守と他律的遵守の補完的な関係が必要であるとしている。

○金融業態間規制をめぐる欧米の動向（漆畠 春彦）

（月刊資本市場 No.267 2007.11：資本市場研究会）

わが国の資本市場や金融機関の競争力強化は重要な政策課題となっており、政府レベルを含めた議論が行われている。本稿では、米国の銀証業態間規制の見直し、欧米金融機関の規制緩和への対応実態、英国およびその他の EU 加盟国の銀証業態間制度の実態、また米欧日のファイアーウォール規制の比較を整理している。これによると、近年の欧米金融制度改革では、大胆な市場開放、内外金融機関による競争促進を通じ、自国市場、金融機関の国際競争力の強化が図られているが、わが国金融業態間規制については、金融機関間の十分な競争を導出するものに必ずしもなっていない。

最後に筆者は、海外では、米国、英国、シンガポールなどが国をあげて金融改革を競っており、こうした動きは、真剣に自国の「国益」を見据え、強力に市場の競争力向上、産業政策を推進するものに他ならない。グローバル競争に直面する現在、わが国市場の競争力、産業政策という観点から「国益」を重視し、金融制度改革において規制緩和に向けた議論が求められているとしている。